

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成31年度西区広報紙企画編集業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

## 3 随意契約理由

広報紙発行事業の目的は、区民の皆さんと区役所を結ぶ情報媒体として、大阪市政・西区政に関する情報を伝えるとともに行事や地域情報の紹介など、区民の皆さんに役立つ情報を提供することである。広報紙発行事業の一環である企画編集業務については、区民の皆さんに親しみを持って読んでいただける広報紙をめざし、企画や編集に関するノウハウや専門性をもつ事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行った。

株式会社インターブレーンは、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西区役所総務課（事業調整）（電話番号06-6532-9989）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成31年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

有限会社 ケース

## 3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、地域住民及び形成後の地域活動協議会からの多種多様なニーズに答えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務である。そのため、各地域の実情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者と契約を締結することで、事業目的を達成し、かつ最大限の事業効果を引き出せるものと考え、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

選定業者は、西区における地域活動協議会の形成過程での支援実績を有し、地域の課題や特性をふまえた提案内容であるとともに、本事業終了後の地域の自律運営を視野に入れた提案となっている点について特に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西区役所地域支援課（電話番号06-6532-9734）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成31年度西区コミュニティ育成事業業務委託

## 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本業務は、区におけるコミュニティづくりを推進するため、地域の各種団体と協働し、住民主体のコミュニティ活性化のための各種事業を実施するものである。

業務の遂行に当たっては、民間事業者の持つ地域コミュニティ育成に関するノウハウや地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

選定業者は本業務において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西区役所地域支援課（電話番号06-6532-9734）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成31年度 西区地域福祉見守り活動応援事業にかかる業務委託

## 2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市西区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

平成27年度から実施された福祉局事業「地域における見守りネットワーク強化事業」で把握した要援護者情報を、本事業において運営支援を行っている見守り活動組織が共有し、見守りを実施しており、本事業は局事業と密接に連携して実施する必要がある。よって、本事業については、要援護者情報を含めた局事業の内容、進捗を十分に把握したうえで事業連携を行い、かつ、福祉分野における専門的知識やノウハウを保有し、区内や地域の福祉課題を行政や関係機関とともに解決するために活動できる事業者が求められる。

大阪市西区社会福祉協議会は、本事業と密接に関連する局事業の随意契約締結先であるとともに、社会福祉法に基づいて設立され、長年にわたり区役所とともに専門的知識をもって地域福祉の推進に取組み、地域の課題解決のため地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等社会資源とのネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるため、本事業の委託先として指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西区役所保健福祉課（地域福祉）（電話番号 06-6532-9857）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

訪問型病児保育（共済型）推進事業

## 2 契約の相手方

NPO法人ノーベル

## 3 随意契約理由

本事業は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に保護者による自宅での保育が困難な場合、事業者が保育者を自宅へ訪問させ、一時的にその児童を保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上に寄与することを目的としている。また、保護者が会費を拠出し、保育料に充てる共済型方式として実施し、区民の相互扶助を推進するとともに、最も病児保育サービスを必要としている常勤就労者等の実際のニーズにあったサービスを提供することを目的とした事業である。

本業務は、専門性を要する業務で、高度な知識・専門的な技術や対応力、ノウハウ・経験や応用力が要求される業務であるため、競争入札に適しないことから、公募型プロポーザル方式を採用する。公募型プロポーザルの導入により、行政にはない専門性・独創性のある事業提案が得られ、効率的により高い事業効果が得られることが期待される。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取し審査した結果、NPO法人ノーベルが契約相手方として適切であるとのことであったため、その意見を踏まえ、NPO法人ノーベルと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

西区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号06-6532-9948）